

平成24年第6回平取町議会臨時会 (開 会 午前 9時29分)

議長

皆さんおはようございます。定刻より若干時間ございますけれども、皆さんお揃いですので只今より平成24年第6回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定によって、1番丹野議員と2番藤澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては昨日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

本日招集されました第6回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催されました議会運営委員会において協議し、会期につきましては本日8月9日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成24年5月分及び6月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第119条第2項の規定に基づく行政監査を実施し、その結果報告書が提出されましたので、報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。川上町長。

町長

1の要望経過報告を申し上げます。まず最初に要望項目、平成25年度日高地方の総合開発に関する提案・要望について、2点目は高規格幹線道路日高自動車道の早期建設について、要望してございます。要望先は北海道知事、北海道議会議長、管内選出道議会議員、北海道開発局長、室蘭開発建設部長、胆振総合振興局長、室蘭建設管理部長ほかに要望してございます。要望月日は7月12日から13日の2日間であります。要望者は日高総合開発期成会として、日高管内の町長・議長が一堂に会しまして、要望をしてございます。特に1点目の平成25年度日高地方の総合開発に関する提案・要望に関わる、平取町に関わる要望につきましては、主には沙流川総合開発事業における平取ダムの早期完成について、また国道、道道に関する整備促進に関する要望、そしてイオル再生事業等の要望をしてございます。次に2点目の日高自動車道の整備促進に関する要望につきましては、皆さんもご承知のとおり、今年の3月17日に日

高町平賀から日高門別間の5.8kmが開通をしたところではありますが、その先の浦河町までの整備促進について強く要望してございます。次に、要望項目平取ダム建設事業の早期完成について、国道237号歩道等の整備促進について、道道の整備促進について、平取養護学校施設の改修について、伝統的生活空間（イオル）の整備について要望してございます。要望先は民主党第9区政策連携会議、北海道議会民主党・道民連合議員会でございます。要望した場所については新冠町のレコード館において要望してございます。要望月日は7月18日、要望者は町長であります。次に、要望項目平成25年度日高地方の総合開発に関する提案・要望について、高規格幹線道路日高自動車道の早期建設について、強い馬づくりと軽種馬経営の持続的発展に資する馬産地域活性化について要望してございます。要望先は道内選出国會議員、国土交通大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、環境大臣ほかでございます。要望月日は7月24日から25日の2日間でございます。要望者は日高総合開発期成会として平取町からは町長が出席をして要望してございます。特に平取ダムの本体着工とともに、生活再建対策事業としての付替道路整備について強く要望したところでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第1号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。平成24年第3回平取町議会臨時会におきまして議決を得ました議案第5号「工事請負契約の変更について（貫気別アブシ線地すべり対策工事（交付金）」の一部を次のように変更しようとするものでございます。請負金額7272万3千円を26万2500円増額いたしまして、7298万5500円に変更し、それに伴います工期平成24年8月20日を60日延長し、平成24年10月19日に変更しようとするものでございます。変更の理由であります。この貫気別アブシ線地すべり対策工事の概要は、町道貫気別アブシ線の切土法面部分が地すべりを起こしていることから、その対策として法面に65枚のコンクリート受圧板をグランドアンカーで固定し、地すべりを防ぐものであります。この受圧板を固定するグランドアンカーにつきましては、地中に13m打ち込みまして、先端から5mまでを定着長としまして、その部分にセメントミルクを注入して固定するようになっておりましたが、試験工の結果、5mの定着長では受圧板を支えきれないことが判明いたしましたので、場所によって5mの定着長を6m、7.5m、9mに変更して行うものでございます。このグランドアンカーの設計変更によりまして、工事費的には300万円ほどの増になりますが、間詰工の算用方法等の変更により、工事費が減額となった部分もありまして、相殺した中で最終的に請負金額が26万2500円増になったものでござ

います。以上、工事請負契約の変更につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第1号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平成24年度平取町一般会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

議案第2号平成24年度平取町一般会計補正予算第4号につきましてご説明を申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、6475万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を62億4908万8千円とするものでございます。第2項においては歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条、地方債の補正は第2表、地方債補正によることとしてございます。それでは事項別明細の歳出からご説明申し上げますので9ページをお開き願います。2款1項9目企画費、19節負担金補助及び交付金475万8千円の追加補正となっております。内容は地域公共交通活性化協議会負担金の追加となっております。平成21年度から協議会が実施しておりましたデマンドバスの実証運行、これは本町振内地区で実施してございますが、これを今年度から本格運行とするため、現在準備を進めているところでございます。この事業を行う上で、今までも国の補助金を活用しておりまして、この度、国の補助制度の改正に伴いまして、国の補助制度の事業対象期間が、24年10月から25年の9月となったことによりまして、補助金の収入年度が来年の25年度ということになり、かつ、平取町へ、今までは協議会への交付でしたけれども、平取町へ交付されると変更になったことから、この期間に係る運行経費等は、協議会として国の補助金の充当ができなくなったということから、当初、補助金充当予定の金額相当額を平取町が負担金として支出し、後に25年度に国の補助金を平取町が交付を受けるということになってございます。続きまして3款1項1目の社会福祉総務費、23節償還金利子及び割引料43万1千円の追加でございます。これは平成23年度障害者自立支援給付費道負担金につきまして、24年3月初めの所要調査に基づき概算交付を受けまして、給付費に充当していると

ころでございましたが、その後精算によりまして、道の返還金が生じたための追加補正となってございます。次のページでございます。3款1項4目福祉施設費3580万円の追加でございます。内訳は委託料3230万円、老人福祉センター改修事業施設実施設計委託料の追加でございます。老人福祉センターびらとり温泉の改修事業の実実施設計につきましては、23年度当初予算に計上いたしまして、その執行を図る予定で既に発注も進んでいたというところがございます。しかし、その施設内容等について、各層より様々なご意見等をいただき、調整に時間を要しまして、その方向性が定まらない中で詳細設計を進められない状況であったことから、23年度予算の実実施設計委託料を変更し減額させていただいたところがございます。このたび設計方針等が確定できる見込みとなったため、改めて予算計上いたしまして、実施設計を委託するための予算を追加させていただくということになってございます。次に、19節負担金補助及び交付金、認知症対応型共同生活介護施設整備費負担金350万円の追加でございます。これは今年度民間事業者で建設運営する認知症対応型共同生活介護施設、グループホームでございますが、この整備事業を予定しているところがございます。建設予定地が旧振内営林署跡地ということでございまして、その跡地の造成工事に関しまとまった費用が発生するというところもございまして、それらの経費が補助対象経費にならないということや、事業の推進を図り、より建設しやすい環境を整えるといったことから、事業者の負担軽減を図るため、支障物の撤去を含めた造成工事費相当額を負担するための費用となってございます。次に3款2項2目児童措置費、23節償還金利子及び割引料45万9千円の追加でございます。平成23年度児童福祉法による保育所運営費国庫・道費負担金につきまして、23年12月の所要額調査に基づき交付を受けていたところでしたけれども、途中退所等の要因で精算により返還金が生じたための追加補正となってございます。次のページをお開き願います。4款1項4目環境衛生費、12節490万円手数料の追加でございます。これはエゾシカの有害駆除に関しまして、町が指定いたします新冠町の解体専門業者への処理手数料として、1頭あたり4500円を支払うこととしてございまして、当初予算では210頭分を計上してございましたが、当初見込みより処理頭数が大幅に増え、1300頭になることが見込まれることとなったため、それに係る経費を追加補正するものでございます。次に5款1項2目農業振興費、19節負担金補助及び交付金1050万円の追加でございます。これは農林水産省が管轄する人・農地プランの一環といたしまして、農業の担い手確保のために平取町が事業主体となり、本年度よりスタートする青年就農給付金事業に係る追加補正でございます。経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るための期間を支援するものでございまして、原則45歳未満の就農者、所得が250万円未満等の要件を満たせば、農業者1人当たり年間150万円の給付金が支給される制度でございます。今年度1050万円の国の補助金の内示があったため、追加補正するものでございます。次のページでございます。

6款2項1目観光振興費、19節負担金補助及び交付金100万円の追加補正でございます。平取町観光協会補助金の増額でございまして、第33回びらとり沙流川まつり開催経費に対しまして北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金の交付が決定されたことによります追加補正となっております。次に9款3項中学校費1目学校管理費123万9千円の追加補正でございます。これらは学校特別支援教育支援員の雇用に係る経費となっております。これらは学校特別支援教育支援員の雇用に係る経費となっております。これらは学校特別支援教育支援員の雇用に係る経費となっております。平取中学校におきまして、年々、他生徒との学習能力に差が生じまして、授業にも集中できないといった生徒がいることから、専門家の診断を仰いだところ、個別の支援までは必要ありませんけれども、学習活動上のサポートが必要との診断が出されたため、平取中学校及び当該生徒の保護者からの要請にもよりまして、特別支援教育支援員を配置することとなったため、それらにかかる費用の追加となっております。4節共済費18万8千円は雇用する支援員の社会保険料17万3千円と、雇用保険料1万5千円となっております。7節賃金105万1千円は支援員の賃金140日分、単価6千円と通勤手当1万7600円、8か月分という積算となっております。次のページをお開き願います。9款6項1目学校給食費、18節備品購入費147万円の追加でございます。これは貫気別小学校の給食用食器洗浄機、これは導入後17年が経過しておりまして、これが老朽化により配水管から大量に水が漏れ不完全燃焼を起こす危険性があり、使用不能となったということで、既に交換部品のストック等もなく新たな洗浄機への交換を要することとなったため補正により対応を図ることの追加補正となっております。歳出最後に12款2項1目国民健康保険病院特別会計繰出金、28節繰出金420万円の追加補正でございます。これは国保病院の超音波画像診断装置、エコーといわれるものですが、この機器の更新のための費用に係る一般会計からの繰出金となっております。現在使用しております機器は、平成12年に導入した機器でございまして、3本の探触子のうち1本が故障したため現在業者からの借用により対応しているといった状況でございまして、残りの2本もいつ故障してもおかしくないというような状況となっております。診察等に支障を来す可能性が大きくなったことから今回更新をするものでございます。歳出は以上でございます。次に歳入をご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。10款1項1目1節地方交付税999万5千円の追加でございます。今回の補正の一般財源として充当するものでございまして、普通交付税607万5千円、特別交付税392万円でございまして、特別交付税におきましては先ほど4款のエゾシカ処理に関する手数料の490万円の80%を見込んだものでございます。次に15款2項2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金1610万円の追加でございます。これは老人福祉センター改修事業設計委託料でございまして、3230万円の道に充当する道の地域づくり総合交付金を見込んでございます。次のページをお開き願います。15款2項4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金でございまして、これは先ほど農業費で説明いたしました青年就農給付金事業

交付金の道の補助金ということで、これは充当率100%を見込んでございます。次に、19款1項1目1節繰越金1105万7千円の追加でございますが、今回の補正の一般財源として繰越金も充当を予定してございます。次のページでございますが、20款5項1目2節雑入100万5千円の追加でございます。内容はいきいきふるさと推進事業助成金100万円、これは沙流川まつり開催経費に充当されるものでございます。雇用保険被保険者負担金5千円は、学校特別支援教育支援員の雇用保険加入の個人負担金となっております。21款1項1目1節民生債1610万円の追加でございますが、これは老人福祉センター改修事業に充当する起債となっております。過疎対策債の充当を予定してございます。4ページにお戻り願いたいと思います。第2表、地方債補正でございます。老人福祉センター改修事業の補正前起債限度額3千万円に1610万円を追加いたしまして、4610万円とするものでございます。これによりまして、平成24年度予算の起債限度額合計を4億3760万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。以上、議案第2号平成24年度一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。10番千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉です。10ページの、3款1項4目19節にございます、認知症対応型共同生活介護施設整備費負担金のことについて、関連することだと思しますので質疑をしたいと思えます。説明の中では建設に当たり、造成をかけて様々な障害となるものを撤去したりということで、350万計上ということで補正を組んでいるわけでございますけども、ただその建設に入ってくる前に、全体構想いわゆるその旧振内営林署跡地のいわゆる地域としては再開発というふうに私は位置づけておまして、その中で、この認知症のグループホームの建設場所はどこになるのか、それから、関連して、発展計画にもございます、振内地区の公営住宅の新設計画、最終的には8戸ないしは10戸ぐらいいくのかなというふうに予想されておりますけどもその敷地を有効利用するためにも、本来であれば、造成の負担金、計上する前にですね、産業厚生が常設の所管であるというふうに思っておりますけども、産業厚生 of 常任委員会の中ではまだこのことについての、例えば協議事項として扱うのか、あるいはその報告事項として扱うのか、全体の敷地レイアウトの有効活用に対してのものがまだ残念ながら、この負担金を補正する前にですね、具体的な話し合いがなかったということは非常に残念なんですけども、今後のことを含めてこれは非常に重要なことでございますので、どのような考えでどの部分にグループホームが建設され、将来構想の中にある町住宅の位置づけ、あるいはその敷地レイアウトの活用としてはどうなのか、あるいはその本庁舎の場合の旧営林署のですね、建物は、これはもう時間をかけて協議されていく、あるいはその有効活用されていくも

んだというふうに思ってますけども、かなり広い敷地がございまして、そのことについての考え方を、理事者側より、まずもって伺っておきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それでは私からお答えをしたいと思います。まず1点目はですね、旧振内営林署の跡地、全体的な利用、有効活用の方法ということでございますけれども、この土地についてはご承知の通りですね、今年の3月に国から購入をしております。面積は約2万2千平米ということで国道ぶちのですね、旧駐車場あるいは緑地になってる三角地とそれ以降のですねやや四角い土地の2口ということになっているわけですがけれども、正直言ってですね、まだこの敷地の全体的な活用方法については、今のところグループホームの建設という以外には具体的には決まっております。そのことについては今年の6月18日でしたか開催されました産業厚生常任委員会の中でもお話しするかなというふうに思っております。そういうようなことで、今回このグループホームの建設にかかるところだけの土地の造成にかかる部分について、補正計上したということになっております。この具体的な場所はどの辺かということでございますけれども、この場所につきましては、町道がございまして、ちょうど小学校と旧振内営林署の敷地の間を抜ける町道がございまして、1番突き当たりには今公営住宅が整備されているところでございますので、この町道沿いの一角約5千平米程度を想定しております。この敷地中に旧振内営林署の官舎2棟、それとその2棟4戸に付随した物置が4棟、それと立木がかなりございまして、こういう様な事ですね、これらについて整備を、建物については解体、立木については伐採、抜根、これらの整備をしたいということで計上しております。それと公営住宅の建設の関係ですけれども、公営住宅については、平成25年度に振内新団地ということで、今申されました旧振内営林署敷地の川側にありますこの敷地の中にですね3棟6戸を建設をする予定でございます。平成26年度には振内上団地、農協のスタンドの裏の団地ですけども、ここに2棟4戸の整備をする予定でおります。ただ、この2棟4戸が農協スタンドの裏が適当なのか、この旧営林署敷地を活用するのが適当なのか、この辺についてはまた具体的にですね、検討を26年度の整備ですから、検討させていただきたいなというふうに思っております。ただ振内上団地もですね、6棟18戸、これは解体する予定でございますのでそこも町有地ですのでね、それらの土地の有効活用というのもありますので、総合的にみながらですね、振内の町有地の活用を考えていきたいというふうに思っております。今のところ平成27年度までの平取町の総合計画の中では、大きな施設整備というのは、今のところですね、温泉の整備しか建物だけでいうと予定をされておられませんので、この敷地の活用、約1万5千平米ほどまだ残りますのでこれらについてはですね、じっくり時間をかけて計画をしていきたいと。当然、所管常任委員会にもですね、ご相談を申し上げながら

計画を進めていきたいというふうに思いますのでひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

今の副町長の説明、ちょっと不透明な部分もまだ、今後検討されていく部分もまだかなりあるのかなというふうには理解しておりますけども、大事なことはその認知症のグループホームの建設場所でまず考えているのであれば、本来であればですね、やはり平面図を提示してこの部分ですよと購入した国有地、旧営林署跡地に対して、この部分はグループホームで占めて活用したいと、いう部分はやはり前段で私は説明あってしかるべきかなというふうには思っております。なぜかというとそのあとに生まれてくる先ほどまだちょっと不透明な部分もある町営住宅の建設の部分というのも当然あるわけでございますけども、やはり全体の敷地が2万2千平米ある中で、私は、本来であれば、この町道の関係、小学校のグラウンドから今既存にある公営住宅の間の道路のすぐ近くというふうに理解しておりますけども、はっきり図面でこの場所だというのはちょっと私も理解しておりませんが、本来であればですね、やはり認知症のグループホームということであれば、もう少しこうなっているのかな、奥まった部分、岩知志寄りに建設されてもいいのかなという思いはございます。やはりなぜかという、一つは小学校のグラウンドに近いということがどうのこうのとか公営住宅に近いということがどうのこうのじゃなくてやはり閑静で静かな部分が1番ふさわしいのかな、というふうにも考えておりましたし、あるいはその利用者に対しましても、散策をしたり、あるいはその、少しばかりの畑をつくったり花壇をつくったりという部分の活用においては、こちらの今の説明のあった小学校からグラウンド側に入ってくる町道のきわよりはやはり立木やなんかもそのまま切らないで残して、建設場所としてはふさわしいような気がいたしておったんですけども、その辺の内部での協議はどのようになされてきたのか、ちょっとその辺の経緯も伺っておきたいと思ひます。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

千葉議員のご質問にお答えを申し上げます。私ども、この春以来、グループホームの開設に関する具体的な準備作業をさせていただいてる中で、道内各地で最近建設された施設先進地の視察、文献の調査、関係者からの意見聴取等、グループホームの開設に関する具体的な作業の中で、グループホームの事業運営上すなわち当該高齢者の生活上効果的な場所といたしまして、過去におきましては、千葉議員おっしゃいましたとおり、人里から離れた閑静な場所が良いというふうにされてございましたが、近年におきましては、子どもたちや若い人たちの元気な声が聞こえる場所、あるいは車の音等、ある一定の町の様子が感

じられる場所等、できるだけ普段と同じような生活を営むことができ、親族や関係者などが気楽に立ち寄れる場所が最適であると言われており、最近におきましては多くの施設が、住宅周辺に建設されていることがわかりました。町といたしましては、これらの点に留意いたしまして、旧振内営林署跡地の町有地の中で、最も効果的な場所といたしまして、先ほど副町長が申しあげました候補地が最適だというふうに考えましてご提案を副町長その内容を旨として申しあげたところでございます。千葉議員の申されたとおり、具体的な平面図等をこの場でご提案をさせていただかなかった、結果といたしまして、前後いたしましたことにつきまして大変申しわけないことだというふうに考えてございます。21日開催の産業厚生常任委員会におきまして、詳細につきましてご説明を申し上げたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

最後の質問になろうかなというふうに思っておりますけども、そうですね大西課長言われたとおり本来であればですね、やはりこういった補正予算を計上する前にですね、この場所というふうにやっぱり明確的なものを平面図をもってですね、やはり報告していただくのが本筋かなというふうに思っておりますので、結果からいうと21日、産業厚生事務調査含めてですね、我々も現地是非見てこの場所で、ここの位置で建設をするということを確認してまいりたいというふうに思っております。まだ募集を締め切って民間の事業者が決まって、様々な例えばプレゼンとか行ってですね、選定されて決まったあとですね、また様々な給排水設備の問題もありますしそのこともありますから、また具体的なですね、話が我々の方の常任委員会の方に報告するようなこと、あるいはその協議するような事ありましたら、いち早くですね、提示していただいて、今後こういうことないようにですね引き続きよろしく願いしたいというふうに思っております。

議長

副町長。

副町長

只今のご質問の通りですね、私どもは今大西課長が説明したとおりですね、敷地の状況からみて、その場所が1番適地かなというふうに判断をさせていただきました。前回の6月の議会するときにも申しあげましたけれども、この施設については、認知症の施設ということで18名の方が入所されます。それで、周辺にはですね、例えば家庭菜園的なスペースをとりたいというような考え方もございますので、そうするとですね、ここの場所が旧官舎を多く解体しなくて済むというような状況もございますので、こういう形で選定をさせていただきました。今後はですね、只今千葉議員申されましたとおり、十分担当常任委員

会と協議を図りながら進めていきたいというふうに思いますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 他、ございませぬか。8番櫻井委員。

8番櫻井議員 8番櫻井です。今のグループホームのことではありますが、公募が2件ですか、ありまして、近日中にプレゼンをして評価委員会ですか、そこによって判断をされるというふうに伺っているんですが、決定はいつで発表と申しますか、そういったものはいつになるか、お申しえいただきたいと思ひます。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 櫻井議員のご質問にお答えを申し上げます。公募につきましては6月26日の町議会臨時会における答弁の中で副町長が申し上げましたとおり、6月29日から7月31日までの間、公募実施をいたしてございませぬ。結果といたしまして、櫻井議員おっしゃいましたとおり、道内に拠点を置く二つの業者から応募がございませぬ。これから、この中から1社を選定するために、副町長を委員長とするグループホーム設置運営事業者選定委員会を設置いたしまして、実は本日の午後から、その第1回の選定委員会を開催いたしまして、業者選考の事務を進めることといたしてございませぬ。予定といたしましては、8月中にはですね、業者を選定させていただきますして、国の補助金の交付条件であります、平成25年3月31日までの施設建設の完了の期限に間に合いますよう、スピード感を持ちまして、鋭意開設準備のための事務を取り進めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長 他ございませぬか。8番櫻井議員。

8番櫻井議員 それでは、11ページの19節青年就農給付金事業給付金についての質問をいたしますが、この1050万の給付予定と申しますか、それについてお伺ひいたしたいと思ひます。

議長 産業課長。

産業課長 それでは今の質問に対してお答えしたいと思ひます。1050万円の交付の内訳ということでございませぬけれども、中身の部分につきましては個人名は個人情報との関係がありまして誰々というような形では述べられない形になりますけれども、新規就農者の中でですね、今まで平取のほうに来ております研修農家新規就農の方で、今回の対象になる方が、5件7名ほどいるというような形で、その分で675万円ほど見ているところでございませぬ。また新規就農者ばかり

でなくてですね、親等から経営を継承して継いでいくというような方たちの農家の方がですね、今のところ3件3名の予定で、うちの方の調べでございますけれども3名予定しておりますして375万ということになってございます。両方を合わせまして1050万というような形でございます。そのような内容で、うちとしましてはですね、これで対象漏れがないような形で、いろんな要件がございましてけれどもそれも含めてですね、広く対象になるんじゃないかという方をピックアップして国の方に要望を上げているというような形で、精査している段階で要件から漏れていくというような形もございましてけれども、現在のところ1050万で何とかおさまるんじゃないかというような予定でいるところでございます。以上でございます。

議長 他ございますか。3番山田議員。

3番
山田議員 今の質問のところでございますけれども、これ、後継者3名ということの対象ということで今のところ、予測しているということなんですけど、これ、親から経営を移譲された者の、年収が250万以下ならということなんですけども、移譲されたということは、親も後継者に対してもその経営の中身がもう250万以下という判断でいいのか、どういう250万の所得という計算なのかちょっとその辺おしえてください。

議長 産業課長。

産業課長 質問にお答えいたします。この要件自体がかなり難しい部分がありまして、農家の子弟の方で、親から経営を移譲されていくというような形の部分で、これは研修で入っている農家の方も同じなんですけれども、前年度の所得が250万以下というような形の中でですね、対象になってくるということで、このへんが非常にクリアするのにネックになってくる部分かなということで、250万を超えてしまうところはかなり多くあるというようなことで、その他にも要件的にはですね、親とは別の経営をするですとか、例えば親がトマトを植えてたら違う部門で実施をしていくですとか、親元に就農、戻ってきてからですね5年以内に独立していくような形ですとかいろんな要件がございまして、その中の一つに就農後の所得ですね、250万未満という形で、設定されているところでございます。

議長 他ございますか。なければこれで質疑を・・・産業課長。

産業課長 大変申しわけありません。それでこの事業につきましては7月2日、3日、4日とですね、町内振内地区、貫気別地区、本町地区ということで、対象になる農家、人・農地プランに参画している農家の方に案内、また週報等でそういう

説明会を行いますということで、周知をしまして、地区ごとに説明会を実施しているところがございます。また非常に1回の説明ではなかなか内容を全部把握するというのは難しいということで、その後も産業課ですとか農業支援センターの方に聞きたいこと等がございましたら電話等でまた直接お越しになってですね詳細を聞いていただきたいということで周知をしているところがございます。以上です。

議長

質疑終了してよろしいですか。それではこれで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平成24年度平取町一般会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは議案第3号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。15ページをお開きください。第1条といたしまして、平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものがございます。第2条といたしまして、平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものがございます。初めに収入、第1款資本的収入、既定予定額1779万7千円、補正予定額420万円、計2199万7千円で、第1項一般会計負担金の補正予定額は420万円となっております。次に支出、第1款資本的支出、既定予定額2219万7千円、補正予定額420万円、計2639万7千円で、第3項建設改良費の補正予定額は420万円となっております。次のページをお開きください。平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。資本的収入及び支出に関する補正予定額は、記載のとおりでございますので、詳細は次のページからの説明書によりご説明いたしますので、省略をさせていただきます。17ページをお開きください。はじめに支出からご説明させていただきます。資本的支出の1款3項1目資産購入費でございます。補正予定額は420万円で、医療機器購入費でございます。これは現在使用しております超音波画像診断装置、いわゆるエコーでございますが、平成12年の導入機器で年数が相当経過しており、今回その機器が故障し、使用できなくなることにより、診察に支障をきたすことになるため、補正し購入しようとするものがございます。次に収入ですが、只今ご説明いたしました医療機器購入費のための財源として、一般

会計からの負担金として420万円を繰り入れさせていただいて購入しようとするものでございます。医療機器につきましては年次計画で更新を計画しておりますが、年数の経過した機器が多く故障等が頻繁に発生をしております、修繕との費用効果を比較検討しながら対応しておりますが、今回は購入することとして補正予算を提案させていただきます。以上補正予算第1号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案3件で原案可決3件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成24年第6回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でございます。

(閉 会 午前10時22分)